（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条　法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　略］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三　法第三十四条の二第十二項（法第三十四条の三第三項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　略］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

［２・３　同上］

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十七条の三　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

［２・３　同上］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

［２・３　略］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条　［略］

［２～５　略］

６　第一項第五号イ及びロ、第三項並びに第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

［７・８　略］

（電磁的記録）

第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

［号を削る。］

［項を削る。］

［２・３　同上］

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条　［同上］

［２～５　同上］

６　［同上］

一　［同上］

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに顧客の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

［７・８　同上］

（電磁的記録）

第二百八条の二十一　法第五十七条の十三第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

２　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式

３　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　指定親会社の商号又は名称

二　届出年月日

［項を削る。］